長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例【解説】

令和６年５月

長 崎 県 議 会

長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例【解説】

目次

第１編　制定の経緯 1
　１．条例制定の背景 1
　２．条例案の検討 1
　３．意見書の提出 1
　４．本会議における審議 2
　５．条例の公布・施行 2
第２編　解説 3
　１．目的 3
　２．定義 5
　３．議員の責務 7
　４．議長の責務 8
　５．研修 8
　６．相談体制の整備 9
　７．相談事案への対応 10
　８．調査協力義務 11
　９．相談事案関係者の義務 12
　10．被害防止措置等 13
　11．プライバシーの保護 14
　12．取組状況の公表 14
　13．議長の職務代行 14
　14．各派代表者会議の構成員の除斥 15
　15．委任 15
第３編　資料 16
　１．長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例 16
　２．長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程 20
　３．人権尊重に関する条例の制定を求める意見書 22
　４．パブリックコメントの結果 23
　５．ハラスメントの分類・事例 29

第１編　制定の経緯

１．条例制定の背景

地方議会にとっては、政治に多様な民意を反映させる観点から、公平な政治参画への機会を確保するとともに、議員を含む全ての者について、日本国憲法が保障する個人としての尊厳が尊重され、その能力を十分に発揮できるような良好な職務等の環境の確保が不可欠である。そのため、議員には、公職に参画する者として高い倫理観と併せて、政治活動等における自らの言動を厳しく律することが求められている。

一方、令和２年度に内閣府男女共同参画局が地方議員を対象に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、様々な形のハラスメント行為が、公平な政治参画への機会を阻害している実態が示され、政治分野におけるハラスメント防止の取組は、政治分野の男女共同参画を進める上で喫緊の課題であるとされた。そのような中、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が令和３年６月に改正され、男女を問わず議員活動等をしやすい環境整備が必要であるとして、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に資する研修の実施や相談体制の整備などの施策の強化等が定められた。

このような現状を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）が自らの行動を厳しく律し、率先してハラスメントを根絶するよう取り組むことで、本県において、人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会を実現していきたいとの思いから、長崎県議会議員（以下「県議会議員」という。）による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする条例の制定を検討することとなった。

２．条例案の検討

令和５年８月22日、県議会内の各派の代表者で構成される各派代表者会議において、令和６年２月定例会での条例成立を目指すことを決定し、令和５年９月12日、議会運営委員会において、条例を検討するための議会運営委員会小委員会を設置することとした。

その後、同小委員会を６回開催（別途、先進地への現地調査を２回実施）し、条例に定める内容等について議論を重ねた。条例案については、県民の皆様から広く意見を募集するパブリックコメントを実施した上で取りまとめ、議会運営委員会発議としての最終案を決定した。

なお、この間、県議会では、ハラスメントを防止するための研修会を２回開催し、ハラスメントの具体的な事例やその被害の実態、防止策について理解を深めた。

３．意見書の提出

本条例は、県議会議員によるハラスメントを防止することを目的としている。一方で、広く全ての県民の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会を実現するた

めには、県民一人一人の人権尊重の精神を育むことが必要である。そのために、県民に人権尊重や人権侵害の防止を広く訴えるとともに、人権尊重に関する県等の責務や市町及び関係機関との連携、相談体制の強化や対応策などを盛り込んだ条例を制定することが考えられる。この条例の制定に向けては、丁寧かつ十分な議論を重ねた上での制度設計、構築が不可欠であることから、理事者側において、他県の状況等も踏まえながら、人権尊重に関する条例を制定することについて強く求める意見書を本条例案の上程と併せ知事へ提出することとした。

４．本会議における審議

令和６年２月20日の本会議において、議会運営委員会の発議で本条例案が上程され、採決の結果、全会一致で可決・成立するとともに、「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」を可決した。

５．条例の公布・施行

本条例は、令和６年３月１日に公布し、同年６月１日の施行とすることとした。

第２編　解説

１．目的

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を明らかにしたものである。

【解説】

１　本条例は、県議会議員によるハラスメントを防止することを目的としている。

２　本条例では、県議会議員によるハラスメントの防止に向け、日本国憲法が保障する個人の尊厳、議員活動をしやすい環境整備のため政治分野における男女共同参画の推進に関する法律に定められている地方公共団体の責務等（セクシャルハラスメント等の防止に資する研修の実施や相談体制の整備など）の趣旨を踏まえ、長崎県議会におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めている。

３　多くの市町村で制定されている条例は「議員による地方公共団体職員へのハラスメント」を防止するためのものであるが、本条例においては、「議員によるあらゆる県民へのハラスメント」を防止することを目的としていることが特色である。

４　他の都道府県における類似の条例としては、「議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメント」を対象として、福岡県、大阪府で制定されている。

これらの条例については、公平な政治参画の推進を主目的とし、条例を制定している自治体の議員や議員になろうとする者、市町村議会議員を条例の保護対象としている。

５　本条例の制定にあたり、「議員になろうとする者」や「市町議会議員」を対象とす

ることについて検討を行ったが、①本条例では、県議会議員よるハラスメントの防止を主眼とするべきであるとの意見、②市町村議会については、当該議会が自らその組織や運営に関し、自律的に対処することが適切であるとの意見があり、本条例の対象とはしないこととなった。

しかしながら、議員や議員になろうとする者に対する県民によるハラスメントや県民と県民の間のハラスメントを防止することは重要であり、「人権尊重に関する条例の制定を求める意見書」をもって理事者にて適切な制度設計の下に対応させることが望ましいとの意見で一致した。

２．定義

（定義）

第２条　この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の職務等の環境を害するもの

⑵　政治活動等における性的な言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの

⑶　政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの

⑷　その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するもの

２　この条例において「各派代表者会議」とは、議会の運営及び活動等に関する事項の各会派相互間の協議又は調整を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第１号）第115条の規定により設置された各派代表者会議をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における「ハラスメント」等の定義を行い、用語に関する解釈の統一を図ったものである。

【解説】

１　第１項第１号はいわゆる「パワーハラスメント」を、同項第２号はいわゆる「セクシュアルハラスメント」を、同項第３号はいわゆる「マタニティハラスメント」を指しており、同項第４号は第１号から第３号までに類する「相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するもの」をその他のハラスメントとして定め、例えば、育児や介護に関するハラスメント等を含め、幅広く対象としている。

２　第１項第１号の「優越的な関係を背景とした言動」とは、当該言動を受ける者が当該言動の行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指す。

３　第１項第１号から第３号までの「政治活動等」については、議会活動、議員活動又は選挙活動その他の政治活動のことを指し、私人としての活動を除き本会議、委員会等での発言など幅広い活動を含んでいる。

４　第１項第１号の「必要かつ相当な範囲を超え」る言動とは、社会通念に照らし、当該言動が明らかに政治活動等の上で必要性がない又はその態様が相当でないものを指す。このような言動に該当するか否かは、具体的な状況（言動の目的、当該言動を受けた者の問題行動の有無並びにその内容及び程度その他当該言動が行われた経緯及びその状況、当該言動の態様、頻度及び継続性、当該言動の行為者との関係性等）を踏まえて総合的に判断することとなる。

５　第１項第１号から第４号までの「職務等の環境を害するもの」とは、当該言動により、身体的又は精神的に苦痛を受け、県議会などの職務等の意欲や自信を失ったり、心身の健康を害することや、職務等の環境が不快なものとなったために能力の発揮に重大な悪影響が生じる等の看過できない程度の支障を生じさせるようなことを指す。

６　第１項第２号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動を指し、性別により役割を分担するべきとする意識に基づく言動、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。

７　なお、県議会議員が「ハラスメント」という言葉に委縮し、県政の議事機関としての十分な審議ができなくなるといったことがないよう、本条の内容を踏まえ、どのような行為がハラスメントに該当するのかということを十分に理解した上で適切に対応していく必要がある。

※　１～６の用語については、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号）」、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する告示（令和２年厚生労働省告示第６号）」等を参考に整理している。

※　内閣府男女共同参画局が厚生労働省の定めた指針を踏まえて行ったハラスメントに関しての分類、全国の地方議会議員を対象にして行った事例収集「議員活動等における議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例」については、参考資料のとおりである。

３．議員の責務

（議員の責務）

第３条　議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害するとともに、その能力の十分な発揮や良好な職務等の環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

２　議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

３　議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前２項の規定に準じた行動に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県議会議員の責務について定めたものである。

【解説】

１　何人に対するハラスメントも防止するため、県議会議員の責務として、その職にふさわしい高い倫理観が求められていること等を自覚して自らの言動を厳しく律するとともに、率先して県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むことを定め、ハラスメントになる言動は当然、その疑いを持たれるような言動も慎むことを求めるものである。

２　第１項では、県議会議員自らが政治活動等における言動を厳しく律する必要があることを定めている。

３　第２項では、県議会議員が、他の県議会議員に対してハラスメントとなる言動を慎むよう指摘することや、ハラスメント行為の静止やその排除、被害者への支援等に努めることを求め、議員相互の協力により県議会でのハラスメントの根絶を目指すことを定めている。

４　第３項では、県議会議員が政治活動等以外の私人としての活動においても第１項及び第２項に準じた行動をとるよう努力義務を課している。

４．議長の責務

（議長の責務）

第４条　長崎県議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には当該相談に係る事実関係を調査し、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

【趣旨】

本条は、議長の責務について定めたものである。

【解説】

１　議長の責務として、議員によるハラスメントに係る相談があった場合、事実関係を調査し、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならないことを定めている。なお、議長が行う相談体制の整備及びハラスメント防止のための措置については、９ページ及び13ページにおいて解説する。

５．研修

（啓発及び研修）

第５条　議長は、この条例の趣旨の県民への周知及び啓発に努めるとともに、県議会において、ハラスメント事案が発生することを防止するため、議員、長崎県議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、県民への周知啓発及び県議会におけるハラスメント事案の発生を防止するための研修の実施について定めたものである。

【解説】

１　本解説や議会広報等を通じた本条例の趣旨の周知及び啓発に努めること、また、県議会におけるハラスメントの発生を防止するための研修の実施について定めている。

２　研修については、ハラスメントの具体的な事例やその被害の実態、防止策について理解を深めるなど、県議会議員に対して実施するほか、県議会におけるハラスメントの防止は、県議会全体で取り組む必要があること、議員以外の関係者の理解を深めることも重要であることから、県議会の活動を補助する長崎県議会事務局の職員、理事者等議長が必要と認める者も研修の対象としている。

６．相談体制の整備

（相談体制の整備）

第６条　議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより設置する。

２　議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

【趣旨】

本条は、ハラスメント事案の相談体制について定めたものである。

【解説】

１　弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制については、「長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程（以下「施行規程」という。）を定め、長崎県議会ハラスメント専門相談窓口を設置することとしている（施行規程第２条第１項）。

２　相談員として、弁護士、公認心理師、臨床心理士、認定ハラスメント相談員等のいずれかの資格を有する者を置き（施行規程第２条第２項）、県議会議員によるハラスメントについて第三者の客観的な立場から対応することとしている。

３．申立人からの相談は、電話やFAX、電子メール、面談等により受け付け（施行規程第２条第３項）、相談員は遅滞なく相談業務に当たることとしている（施行規程第２条第４項）。

＜相談体制のフロー図（イメージ）＞

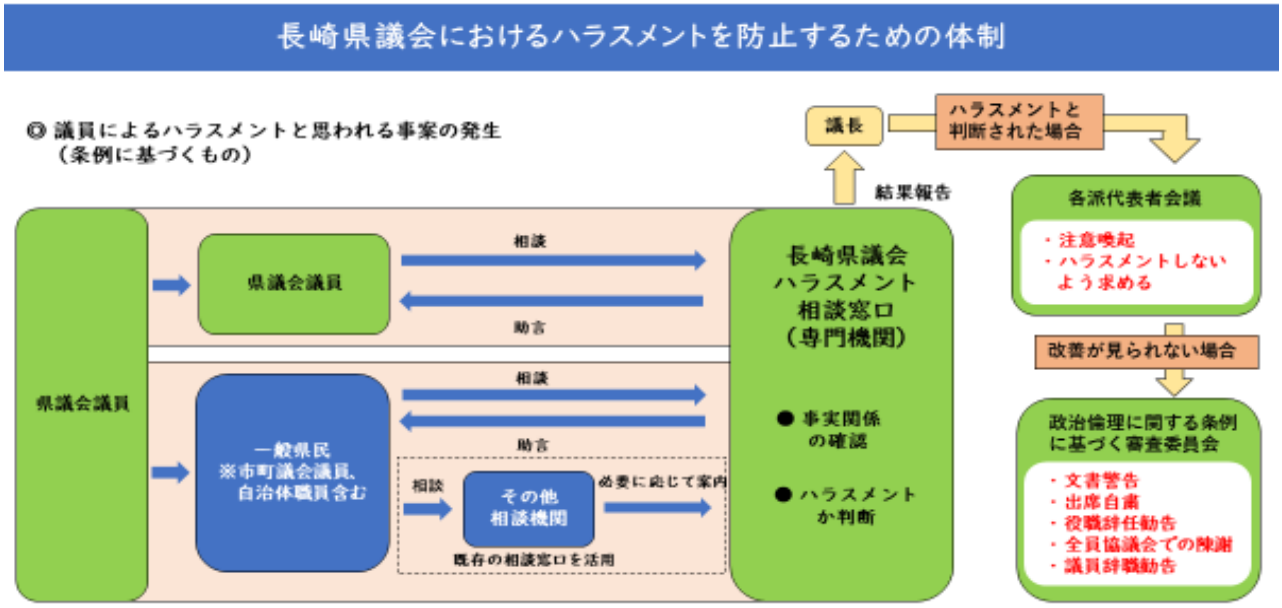

７．相談事案への対応

（相談事案への対応）

第７条　前条の規定による相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

２　相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

３　第１項の規定による調査の結果、県議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合であって申立人が当該措置を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

４　相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

５　第３項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

６　相談員は、第３項の規定による報告のほか相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。

７　議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。

８　相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

９　相談員は、本条の規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、相談事案への対応について定めたものである。

【解説】

１　相談対応は、県議会としての対応になることから、議長への報告や承認を得ること等、その管理下で行うことを規定している（第２項、第３項、第５項、第６項及び第７項）。

２　相談員が申立人（相談者）に寄り添い、話を聴き、本人の意向に沿った対応行うことが、本条例が予定する相談業務の基本であることから、相談員による調査につ

いては、申立人（相談者）の希望があり、かつ、相談員が必要と認めるときに行うこととしている（施行規程第３条第１項）。

３　同様に、調査の結果、相談員が県議会による被害防止措置が必要と認める場合についても、申立人（相談者）が当該措置を求めるときに、議長にその旨の報告を行うこととしている（第３項）。

４　相談員から議長への報告は、相談の内容、調査の結果その他県議会による被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出する（施行規程第４条）。

５　議長が報告を受けた後の対応については、13ページで解説する。

６　相談員の業務遂行は、議長がその自由を保障する（第７項）一方で、第８項で相談員の守秘義務と申立人（相談者）及び被申立人の人権への配慮義務を定め、第９項では、他者の相談業務に関する干渉等を排除し、相談事案に中立かつ公平に対応することを義務付けている。

８．調査協力義務

（調査協力義務）

第８条　前条第１項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、相談事案の申立人（相談者）、被申立人及び調査の対象となった関係者の調査協力に関する努力義務について定めたものである。

【解説】

１　相談事案の適確な調査に当たっては、調査の対象となった事案の関係者の協力が不可欠であるため、当事者である申立人及び被申立人に限らず、広く関係者の協力について努力義務を課している。

９．相談事案関係者の義務

（相談事案関係者の義務）

第９条　申立人、被申立人及び相談員その他のこの条例の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第６条第２項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する事項を公にしてはならない。

２　前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

３　申立人、被申立人及び相談員を除くこの条例の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

【趣旨】

本条は、相談事案関係者に対する守秘義務等について定めたものである。

【解説】

１　第７条第８項及び第９項においては相談員の守秘義務等を定め、前条が調査そのものへの協力を求めていることに対し、本条においては、相談業務や相談事案に関する調査が申立人（相談者）及び被申立人の双方に公正かつ平穏に行われる権利やプライバシーが保護される権利を不当に侵害しないため、相談に関わる全ての者が、調査に至る前の相談の時点を含めて相談事案に関する事項を公にすること、申立人（相談者）、被申立人及び相談員以外の相談に関わる全ての者が相談事案の対応に関して妨害する行為を禁じている。

２　第２項は、第１項の規定に反し、正当な理由なく相談事案に関する事項が公になったときの議長の対応を定めており、この場においても、申立人（相談者）の意向に沿った対応を求めている。相談業務そのものへの対応としては、相談業務の中止又は停止のほか、相談業務のやり直しが想定される。

３　第３項の「相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為」としては、人に対する挙動又は言動により気勢を示し、不安感を生じさせる「威迫」のほか、脅迫などを指している。

10．被害防止措置等

（被害防止措置等）

第10条　議長は、第７条第３項の規定による相談員からの報告又は同条第５項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、県議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ各派代表者会議の議を経なければならない。

２　議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、長崎県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年長崎県条例第35号）第４条の規定に基づき審査を諮問しなければならない。

【趣旨】

本条は、相談窓口による報告等を踏まえ、議長が議会による対応が必要と認めるものに対する被害防止措置等について定めたものである。

【解説】

１　議長は、相談窓口による報告等を踏まえ、県議会による被害防止措置が必要と認めるものについて、各派代表者会議で協議の上、注意喚起やハラスメントをしないように求める等の被害防止措置等を講ずることとしている（第１項）。また、被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」第４条の規定に基づき議長は審査を諮問するよう定めている（第２項）。

２　本条第１項の被害防止措置は、次の区分に応じて定める措置のことをいう（施行規程第５条）。

⑴　ハラスメントになるおそれがあると認める場合　注意喚起
⑵　ハラスメントであると認める場合　中止の求め
⑶　ハラスメントが繰り返される場合　指導

３　第２項の長崎県議会議員の政治倫理に関する条例第４条の規定に基づく「審査の諮問」については、審査を扱う議会運営委員会の審査の結果により、文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告の措置を講じることとなる。

４　第２項の「前項の規定による被害防止措置に応じないとき」とは、２の⑴～⑶の措置に応じないことを指し、「ハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるとき」とは、発覚した段階でハラスメント被害が既に長期

にわたっていたもの、ハラスメントの態様や被害の状況が甚だしいものなど、社会通念に照らし重大な事案として速やかな対応が必要となるものを想定している。

11．プライバシーの保護

（プライバシーの保護）

第11条　議員は、申立人及び調査の対象となった関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、プライバシーの保護について定めたものである。

【解説】

1　県議会議員には法令上の守秘義務が課せられていないため、本条でその義務を課すものである。

12．取組状況の公表

（取組状況の公表）

第12条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員がその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、取組状況の公表について定めたものである。

【解説】

1　取組状況の公表は、1年に1回、インターネットの利用その他の適切な方法により行う（施行規程第6条）。

13．議長の職務代行

（議長の職務代行）

第13条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

【趣旨】

本条は、議長の職務代行について定めたものである。

14．各派代表者会議の構成員の除斥

（各派代表者会議の構成員の除斥）

第14条　議長、副議長その他の各派代表者会議の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない。ただし、各派代表者会議の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

【趣旨】

本条は、各派代表者会議の構成員の除斥について定めたものである。

15．委任

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨】

本条は、委任について定めたものである。

【解説】

1　この規定により、施行規程が定められている。

第３編　資料

１.長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（令和６年長崎県条例第１号）

（目的）

第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

⑴　議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の職務等の環境を害するもの

⑵　政治活動等における性的な言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの

⑶　政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの

⑷　その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するもの

２　この条例において「各派代表者会議」とは、議会の運営及び活動等に関する事項の各会派相互間の協議又は調整を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項及び長崎県議会会議規則（昭和38年長崎県議会規則第１号）第115条の規定により設置された各派代表者会議をいう。

（議員の責務）

第３条　議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害するとともに、その能力の十分な発揮や良好な職務等の環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

２　議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

３　議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前２項の規定

に準じた行動に努めるものとする。

（議長の責務）

第４条　長崎県議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントに係る相談があった場合には当該相談に係る事実関係を調査し、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（啓発及び研修）

第５条　議長は、この条例の趣旨の県民への周知及び啓発に努めるとともに、県議会において、ハラスメント事案が発生することを防止するため、議員、長崎県議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。

（相談体制の整備）

第６条　議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより設置する。

２　議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

（相談事案への対応）

第７条　前条の規定による相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

２　相談員は、前項に規定する調査を行おうとするときは、あらかじめ議長の承認を得なければならない。

３　第１項の規定による調査の結果、県議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合であって申立人が当該措置を求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

４　相談員は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

５　第３項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

６　相談員は、第３項の規定による報告のほか相談事案の受付及び対応の状況について、議長に報告するものとする。

７　議長は、本条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。

８　相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

９　相談員は、本条の規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派

並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

（調査協力義務）

第８条　前条第１項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第９条　申立人、被申立人及び相談員その他のこの条例の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第６条第２項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する事項を公にしてはならない。

２　前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実に反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

３　申立人、被申立人及び相談員を除くこの条例の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

（被害防止措置等）

第10条　議長は、第７条第３項の規定による相談員からの報告又は同条第５項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、県議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ各派代表者会議の議を経なければならない。

２　議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、長崎県議会議員の政治倫理に関する条例（平成15年長崎県条例第35号）第４条の規定に基づき審査を諮問しなければならない。

（プライバシーの保護）

第11条　議員は、申立人及び調査の対象となった関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（取組状況の公表）

第12条　議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員がその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を公表するものとする。

（議長の職務代行）

第13条　議長が申立人又は被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長が共に

申立人又は被申立人となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（各派代表者会議の構成員の除斥）

第14条　議長、副議長その他の各派代表者会議の構成員は、申立人又は被申立人となった場合においては、その議事に参与することができない。ただし、各派代表者会議の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和６年６月１日から施行する。

（長崎県議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正）

2　長崎県議会議員の政治倫理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（行為規範） 第３条　議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。ただし、ハラスメント（長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（令和６年長崎県条例第１号）第２条に規定するハラスメントをいう。）に関しては、同条例を遵守しなければならない。 (1)～(9)　〔略〕 ２・３　〔略〕	（行為規範） 第３条　議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。 (1)～(9)　〔略〕 ２・３　〔略〕

２.長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程

（目的）

第１条　この規程は、長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（令和６年長崎県条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（相談窓口の設置）

第２条　条例第６条第１項の規定により、長崎県議会ハラスメント専門相談窓口を設置し、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

２　相談員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　弁護士

⑵　公認心理師

⑶　臨床心理士

⑷　認定ハラスメント相談員

⑸　前各号に掲げる者のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者であって、長崎県議会議長（以下「議長」という。）が適当と認めるもの

３　長崎県議会議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）からの相談は、電話、ファクシミリ装置、電子メール、面談等によるものとする。

４　前項の相談を受け付けた相談員は、遅滞なく、相談業務に当たるものとする。

（調査）

第３条　相談員は、申立人から調査の希望があり、かつ、相談員が必要と認めるときは、条例第７条第１項に規定する調査を行うことができる。この場合において、相談員は、議長に対し、その旨を申し出るものとする。

２　議長は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該調査を承認するものとする。

３　議長は、前項の規定による承認をしたときは、相談員に対し、その旨を通知するものとする。

（被害防止措置が必要な場合の報告）

第４条　相談員は、条例第７条第３項に規定する報告を行うに当たっては、相談の内容、調査の結果その他長崎県議会による被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出するものとする。

（被害防止措置等）

第５条　条例第10条第１項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

⑴　ハラスメントになるおそれがあると認める場合　注意喚起

⑵　ハラスメントであると認める場合　中止の求め

⑶　ハラスメントが繰り返される場合　指導

（取組状況の公表）

第６条　条例第12条の規定による取組状況の公表は、１年に１回、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

附　則

この規程は、令和６年６月１日から施行する。

３．人権尊重に関する条例の制定を求める意見書

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人の人権尊重の精神を育むことが不可欠であると考える。

国においては、平成１２年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育・啓発の理念と地方公共団体の責務を明記しており、これを受け、県では、平成１８年に「長崎県人権教育・啓発基本計画」を策定し、これまで三度の改訂を行い、全庁的な人権教育・啓発の取組と、様々な人権問題の解決に向けた諸施策を実施し、「人権が尊重される社会づくり」を進めているところである。

しかしながら、残念なことに特に近年においては、新型コロナウイルスを背景としたハラスメント、インターネット上の誹謗中傷、生成ＡＩの悪用など、多くの人権侵害が社会問題化しており、その防止は喫緊の課題となっている。

このような状況を背景として、九州各県においては、昨今の社会情勢を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止や、被害者の支援等を盛り込んだ人権尊重に関する条例を、新たに制定するとともに、これらの内容を盛り込んだ改正を行う動きが出てきている。

本県においても、全ての県民に人権尊重や人権侵害の防止を広く訴えるとともに、人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない社会を実現するため、人権尊重に関する県等の責務や市町及び関係機関との連携､相談体制の強化や対応策などを盛り込んだ、人権尊重に関する条例を、速やかに制定することを強く求める。

以上、意見書を提出する。

令和６年２月 20 日

長　崎　県　議　会

（提出先）

長崎県知事　大石　賢吾　　様

4. パブリックコメントの結果

1　募集期間　　令和５年 12 月 21 日（木）～令和６年１月 10 日（水）

2　募集方法　　郵送、ファクシミリ、電子メール

3　閲覧方法　　県議会及び県のホームページに掲載

4　意見の件数　　20件

5　意見の反映状況

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	0
B	素案に既に盛り込まれているもの、素案の考え方や姿勢に合致し、今後の遂行の中で反映させていくもの	17
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	2
E	その他	1

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

（パブリックコメント）

（対応区分）A：素案に修正を加え反映させたもの　B：素案に既に盛り込まれているもの，素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの　C：今後検討していくもの　D：反映が困難なもの　E：その他

順番	条　　文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
1	全般	B	条例案のままで問題ないと考えますのでぜひ条例を進めてほしいと思います。	賛成意見として承ります。
2	全般	B	最近パワハラ・セクハラなどのハラスメント問題をよく聞くので、いい案だと思います。	賛成意見として承ります。
3	全般	B	ハラスメントは、いじめと同じでなくなることはないんだろうなと感じます。 条例を作ったから終わりではないし、個々の意識が高まることも期待したいです。 子ども達が、将来、議員さんになりたいと言えるような環境作りをお願いします。	賛成意見として承ります。 県議会として、ハラスメントのない環境づくりに努めてまいります。
4	全般	B	ハラスメントに対しては、学校や企業などでも敏感になってるので条例的なものはあっていいと思います。	賛成意見として承ります。
5	全般	B	ハラスメントを防止するための条例に賛成します。早期に実現されることを望みます。	賛成意見として承ります。
6	全般	B	ハラスメント事案が発生しないための予防になるようなので、今の時代に必要なことだと思います。	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

（パブリックコメント）

（対応区分）A：素案に修正を加え反映させたもの　B：素案に既に盛り込まれているもの，素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの　C：今後検討していくもの　D：反映が困難なもの　E：その他

順番	条　　文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
7	全般	B	良い条例だと思います。今必要なことだと思います。頑張ってください！	賛成意見として承ります。
8	全般	B	条例制定には賛成ですが、人によっては捉え方の違いが生じるのでどこまでがハラスメントになるのか線引きが大変だと思う。 議員活動の妨げにならない程度に議員納得の上での制定ならいいと思う。	賛成意見として承ります。 なお、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するものをハラスメントと定義しています。 議員活動が適切に行われるよう運用してまいります。
9	全般	B	議会だけでなく、社会全体に関わることだと思います。 思いやりのある社会になれば良いと思いますが、議員さんから率先して取り組んでもらえれば良いことだと思います。	賛成意見として承ります。
10	全般	B	今の時代には必要な条例だと思います。 民主主義の確立のためには、性別を問わず誰もが平等に、かつ相互に個人の尊厳と人権を尊重して社会の営みに参加し公職にも就任できることが不可欠です。 国会議員や大臣等も女性の参画が進み、女性議員が増加を続けているにも関わらず、わが国では未だ議会の場に女性の姿は少なく、諸外国との格差は広がるばかりです。 地方議会の議員及び議員候補者等に関するハラスメントの根絶は、民主主義による住民生活の向上を活動の目的とする地方議会にとっても重要で整備必須項目だと思います。 女性の立場からの意見重視になってしまいがハラスメントを根絶するためには条例は必要だと思います。	賛成意見として承ります。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

（パブリックコメント）

（対応区分）A：素案に修正を加え反映させたもの　B：素案に既に盛り込まれているもの，素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの　C：今後検討していくもの　D：反映が困難なもの　E：その他

順番	条　文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
11	（目的） 第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	B	社会的な問題であり、議員の皆さんへの直接的な条例として考案されることは良いことだと思う。意図的でもなく、故意的でもなく発している言葉や態度も相手に不快を与えればハラスメントとされる世の中で、大変活動しずらいとは思いますが、色々な感情を抑えるためには良いのではないかと思います。	賛成意見として承ります。
12	（目的） 第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	B	「この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30 年法律第28 号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ･･･」とありますが、個人の尊厳の尊重や基本的人権の尊重は、この条例において踏まえられるべき大切な趣旨と考えます。	賛成意見として承ります。
13	（目的） 第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	D	女性議員さんは選挙の際に大変な思いをされることもあると、全国版ですが報道で見たことがあります。これは、男性議員さんも同じところがあられるのかもしれません。議員になろうとする方も含み、ハラスメントを受けられる側としてのことについて規定されないのでしょうか。 また、県民の責務についても規定されないのでしょうか。	本条例については、県議会議員による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする条例を制定することにより、県議会が自らを律し、ハラスメントの防止という姿勢をお示しすることで、その効果を県民全体に波及させていきたい等の考えから制定するものであり、「県議会議員によるハラスメントの防止」について規定しています。 また、「県民の責務」については、上記の考えから、規定していません。
14	（目的） 第１条　この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）による地方公共団体の責務等の趣旨を踏まえ、長崎県議会（以下「県議会」という。）におけるハラスメントを防止するために必要な事項を定めることにより、長崎県議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントを防止することを目的とする。	D	「ハラスメントを防止」とありますが、条例名称とも関連しますが、ハラスメント根絶を目的とされないのでしょうか。	本条例においてはハラスメントの「防止」としていますが、御提案の「根絶」と同様の意味合いを持つものとして考えています。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

（パブリックコメント）

（対応区分）A：素案に修正を加え反映させたもの　B：素案に既に盛り込まれているもの，素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの　C：今後検討していくもの　D：反映が困難なもの　E：その他

順番	条　　文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
15	（定義） 第２条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。 ⑴　（略） ⑵　（略） ⑶ 政治活動等における妊娠又は出産に関する言動であって、相手方の職務等の環境を害するもの ⑷ その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的又は精神的な苦痛を与え、相手方の職務等の環境を害するもの ２　（略）	B	第２条（３）の「妊娠又は出産に関する･･･」に育児、介護についても規定されないのでしょうか。	第２条第１項第３号については、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等で定められている「マタハラ」を参考に規定しています。 また、本条例における「ハラスメント」については、パワハラ、セクハラ及びマタハラに加え、その他広義のハラスメントも該当する旨規定しています。
16	（議員の責務） 第３条　議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害するとともに、その能力の十分な発揮や良好な職務等の環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。 ２　議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して県議会からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。 ３　議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前２項の規定に準じた行動に努めるものとする。	B	第3 条の3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、何人に対しても前2 項の規定に準じた行動に努めるものとする。とありますが大賛成です。そのようにお願いします。	賛成意見として承ります。
17	（啓発及び研修） 第５条　議長は、この条例の趣旨の県民への周知及び啓発に努めるとともに、県議会において、ハラスメント事案が発生することを防止するため、議員、長崎県議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。	B	第5条：啓発及び研修に長崎県議会事務局の職員が対象となっている理由は？議員の教育が最優先ではないか。	「啓発及び研修」については、本条例に基づき、県議会議員に対しては当然のものとして実施されます。その上で、県議会におけるハラスメントの防止は、県議会全体で取り組む必要があることことから、県議会議員のほか、議会の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図る長崎県議会事務局の職員についても例示として明記しています。

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

（パブリックコメント）

（対応区分）A：素案に修正を加え反映させたもの　B：素案に既に盛り込まれているもの，素案の考え方や姿勢に合致し、今後の、遂行の中で反映させていくもの　C：今後検討していくもの　D：反映が困難なもの　E：その他

順番	条　　文	対応区分	意見等の要旨	反映に関する考え方
18	（相談体制の整備） 第６条　議長は、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより設置する。 ２　議員によるハラスメントに係る被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、議長が別に定めるところにより、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。	B	第6条：相談体制の整備について、どのような体制で臨むのか不明瞭であり相談窓口は外部に設置する必要がある。	「相談体制」については、その具体的な体制、運用等について、別に定めることとしており、現在検討を行っているところではありますが、弁護士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識・経験を有する者を相談員とする相談窓口を設置し、相談者から直接、相談窓口へ相談を行ってもらうことを想定しています。
19	（被害防止措置等） 第 10 条　議長は、第７条第３項の規定による相談員からの報告又は同条第５項の規定による他の相談員その他の者の意見を踏まえ、県議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ各派代表者会議の議を経なければならない。 ２　議長は、被申立人が前項の規定による被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、長崎県議会議員の政治倫理に関する条例（平成 15 年長崎県条例第 35 号）第４条の規定に基づき審査を諮問しなければならない。	B	第10条：「被害防止措置等」ではなく「措置」とし、「文書警告、出席自粛、役職辞任勧告、全員協議会での陳謝又は議員辞職勧告」を盛り込むべきではないか。	「被害防止措置」については、本条例に基づき設置される相談窓口においてハラスメントに該当すると判断されたものについて、各派代表者会議で協議の上、注意喚起やハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずることとしています。 被害防止措置を行っても改善が見られない場合は、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」に基づき、諮問を受けて審査を行う議会運営委員会、いわゆる審査委員会の審査により、文書警告・出席自粛・議員辞職勧告等の措置を講ずることとなり、効果的な運用を行うことができる仕組みとなっています。
20	その他	E	長崎県議会議員の政治倫理に関する条例と分けて制定しようとすること如何に。 そもそも倫理条例が有っても優越的地位を振りかざしたハラスメントは常態化しており、根本的に効果のある条例に見直す必要が有るのではないか。※ 但し、今回の「長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（仮称）（案）」の制定は大きな前進であることに間違いない。 ※長崎県議会議員の政治倫理に関する条例 選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署など現実的ではない。	県議会では、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」を制定し、議会制民主政治の根幹をなす政治倫理の向上に取り組んでいるところです。 近年、全国の地方議会においてハラスメントが深刻な問題となっている現状に鑑み、県議会議員による何人に対するハラスメントも防止することを目的とする本条例を制定することにより、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」に基づく措置等の政治倫理の向上に資する取組を効果的に行うことができるものと考えています。 なお、「長崎県議会議員の政治倫理に関する条例」の見直しについての御意見については、本条例に関する内容ではありませんが、貴重な御意見として承ります。

５．ハラスメントの分類・事例

１　内閣府男女共同参画局が厚生労働省の定めた指針を踏まえ、ハラスメントに関して以下のように分類している。

※出典：内閣府男女共同参加局
https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/politics-harassment/1st/pdf/3.pdf

(1) パワーハラスメント
①身体的な攻撃（暴行・傷害）
②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
③人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）
④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制・仕事の妨害）
⑤過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

(2) セクシュアルハラスメント
①対価型セクシュアルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）
②環境型セクシュアルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること）

(3) マタニティハラスメント
①制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）
②状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

２「議員活動等における議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例」について、内閣府男女共同参画局が全国の地方議会議員を対象にして事例収集しており、以下のように整理されている。

※出典：内閣府男女共同参加局
https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/politics-harassment/1st/pdf/3.pdf

(1) パワーハラスメント

①身体的な攻撃（暴行・傷害）

・胸ぐらをつかまれる。

・殴られる・殴り掛かられる。

・突き飛ばされる。 等

《具体例》

- 議会で質問に立った後、別会派の先輩議員から質問の内容が気にくわないとの理由で、人目のない場所で胸ぐらをつかまれた。
- 街頭演説中に邪魔をしようと他の議員から急に杖で体をつつかれる。
- 個別の政治活動の内容を理由に、同会派の古参の議員から「勝手な行動はするな」と胸を殴られた。 等

②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

・大声で暴力的な言葉をいう。

・属性（性別、年齢、出身、学歴、外見等）に基づく誹謗中傷

・事実に基づかない噂話、陰口

・懇親会への参加や酒の酌の強要 等

《具体例》

- 意見の合わない先輩議員から「だからお前はダメなんだ」、「政治生命を絶たせてやる」等の罵声を激しく浴びせられた。
- 男性議員から、「女は顔がよければ当選できる」、「女に政治は無理だ」、「男性だったらいいのに」、「周りからも評判が悪い」等の言葉を繰り返し浴びせられ、心労で体調に支障を来した。
- 公職選挙法違反や不倫といったデマを流された。
- 懇親会で「次の選挙に出る奴はお酌して回れ」と言われた。
- 立候補を検討していた際に、当選回数の多い議員から、自分を支援する仲間の議員等に対して、自分を応援したら議員人生を終わらせる等の脅しや暴言を繰り返しなされた。 等

③人間関係の切り離し（隔離・仲間外し・無視）

・気にくわないことを理由に、仲間外れにして無視をする。

・同じ会派の活動から排除する。 等

《具体例》

- 初当選の議員に対し、政治的な立場が異なることを理由に、研修会や定例会の案内を出さず、議会活動をさせないようにする。
- 地元の町内会等のイベントにおいて、恥をかかせるような場面をつくり、無視をする。 等

④過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不能なことの強制・仕事の妨害）
該当なし

⑤過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）
・誰でも遂行可能な仕事・作業をさせられる。
・議員活動に必要な情報を入れない。
・議会での質問に立たせない。 等
《具体例》
- これまでの慣習ということで、控室でのお茶汲みを女性議員にさせる。
- 会派の中心議員と意見が異なることを理由に、必要な情報が共有されず、またすべての役職から外される。
- 「新人議員は見習いだから黙って勉強しろ」、「一年生は後回しだ」と、議会での質問や発言の機会が奪われる。 等

⑥個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）
・みんなの前でプライベートな事柄について執拗に話題にされる。
・家庭の環境や状況について干渉される。 等
《具体例》
- 議会関係者が集う飲食を伴う会合等において、年長の議員から、結婚していない理由や離婚の理由等の私的な事柄について、対応に困るほどしつこく問われる。
- 少子化対策や子育て支援について議論をしていると、「議員をやめて結婚する方が幸せだよ」、「まずは子供を産んだら」と、婚活や妊活への強いプレッシャーをかけられる。
- 政治活動で遅くなった際、「早く帰って子どもの世話や夕飯の用意をしないとだめじゃないか」、「旦那はかわいそうだ」と言われる。 等

(2) セクシュアルハラスメント
①対価型セクシュアルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること）
・性的な言動に対する反応や対応に不満を持ち、報復的に不利益を被らせる。等
《具体例》
- 産休の規定整備を提案した議員に、「出産予定か？」とニヤニヤしながら聞いた議員が謝罪することになったが、その後執拗ないじめを行った。 等

②環境型セクシュアルハラスメント（職場において行われる本人の意に反する性

的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること）

・抱きつく、お尻を触る。

・卑猥な言動を発する。

・チークダンスや、手を肩に回してカラオケのデュエットを強要する。

・女性の身体に関する揶揄 等

《具体例》

- 懇親会等で寄ってきて、酔った勢いで体を触り、周りもその場の雰囲気に流されて注意等をしない。
- 控室において、下ネタを大声で言いながら、周りの反応をみて笑っている。
- 女性議員が同じ会派の男性議員に対して無理やり体を密着させる。
- 酒席の大勢の前でチークダンスを強要し、胸などを触られる。
- 閉経しているか尋ねたり、そうであれば、もう女ではないなと笑う。 等

(3) マタニティハラスメント

①制度等の利用への嫌がらせ型（産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの）

・産前産後休暇の取得について誹謗される。

・産休中に議会への出席を求められる。 等

《具体例》

- 会議規則で産休等が認められている中、産休中に、特定案件の採決に際し、「議員として採決に出てこられないのはいかがなものか」と言われ、議会への出席を強要される。 等

②状態への嫌がらせ型（妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの）

・任期中に妊娠したことにより、批判を受ける。

・小さな子供がいて大変だろうということで、役職を外される。 等

《具体例》

- 妊娠中のつわりがひどく、会合を欠席すると「子どもを理由に欠席が続くと、この会派から外れてもらうよ」と脅される。 等

(4) その他

・議会での質問中の威圧的又は屈辱的な不規則発言をされる。

・委員会等で発言をさせないように圧力をかけたり、質疑中に退席や失笑等をされる。 等

《具体例》

- 本会議で質問中に、「何様だと思っているんだ」「女は、黙っとけ」というヤジを激しく飛ばされる。
- 当選回数が多く声の大きい男性議員から、少数会派の女性議員が繰り返しヤジを受け、その恐怖から議会での発言がしづらくなる。
- 同一会派内で政策の方向性を議論している際、年長議員から「反対するなら退会しろ」と恫喝されるなど、威圧的な圧力をかけられる。 等